【講義】障がい福祉等の動向に関する講義

障がい者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向

山形県健康福祉部障がい福祉課
主査　佐藤寛幸

本講義の獲得目標

◆障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。

◆障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。

◆障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。

目　　次

スライド番号

Ⅰ　障害福祉施策の経緯と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

Ⅱ　障害者総合支援法等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ⅲ　障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律・・・・・　７８

（参考資料１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５
（参考資料２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１３
（参考資料３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２０

Ⅰ　障害福祉施策の経緯と動向

障害者の数

○ 障害者の総数は963．5万人であり、人口の約7．6%に相当。
○ そのうち身体障害者は436．0万人、知的障害者は108．2万人、精神障害者は419．3万人。
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

（在宅・施設別）

障害者総数　９６３．５万人（人口の約７．６%）
うち在宅　　９１４．０万人（９４．９%）
うち施設入所　　４９．５万人（　５．１%）

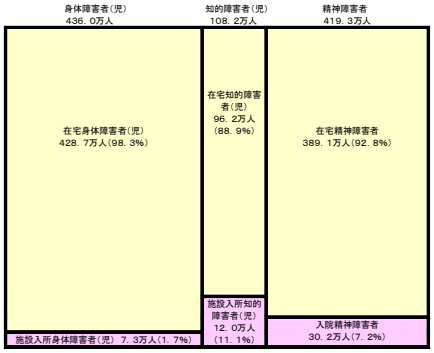

（年齢別）

障害者総数　９６３．５万人（人口の約７．６%）
うち６５歳未満　　４８%
うち６５歳以上　　５２%

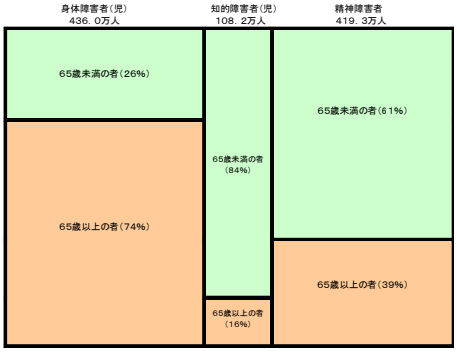

※身体障害者（児）及び知的障害者（児）数は平成28年（在宅）、平成27年（施設）の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
※平成２８年の調査における在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害保健福祉施策の歴史

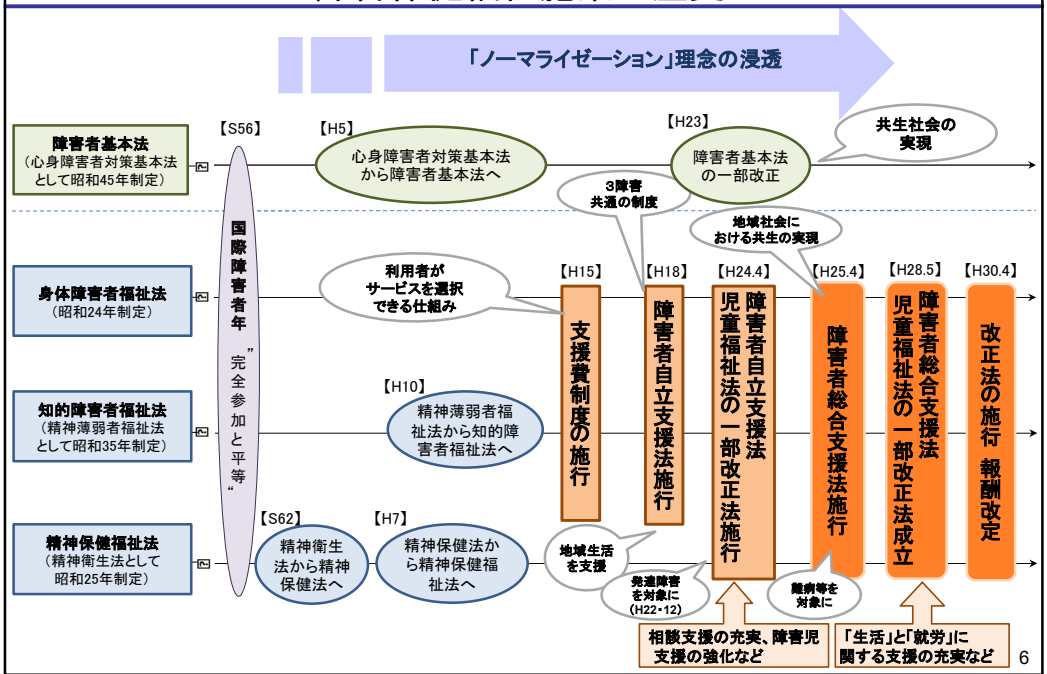

措置制度から支援費制度へ （2003（平成15）年）

支援費制度の意義

■多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
■利用者の立場に立った制度構築

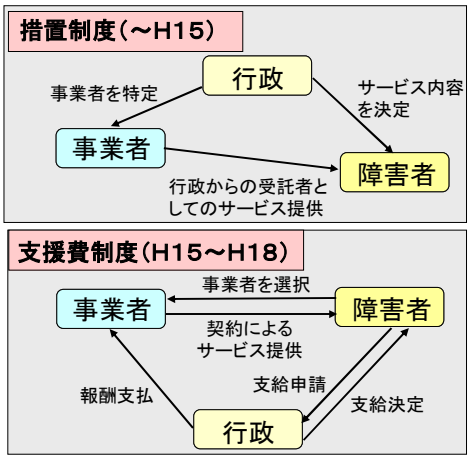

＜措置制度＞
●行政がサービス内容を決定
●行政が事業者を特定
●事業者が行政からの受託者としてサービス提供

＜支援費制度＞
●障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）
●事業者と利用者が対等
●契約によるサービス利用

「平成18年障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化
制定前
・3障害ばらばらの制度体系（精神障害者は支援費制度の対象外）
・実施主体は都道府県、市町村に二分化
→
○**3障害の制度格差を解消**し、精神障害者を対象に
○**市町村に実施主体を一元化**し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編
制定前
・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離
→
○33種類に分かれた施設体系を**再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離**
あわせて、**「地域生活支援」「就労支援」**のための事業や**重度の障害者**を対象としたサービスを創設
○**規制緩和**を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化
制定前
・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
・就労を理由とする施設退所者はわずか1%
→
○**新たな就労支援事業を創設**
○**雇用施策との連携**を強化

支給決定の透明化、明確化
制定前
・全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
・支給決定のプロセスが不透明
→
○支援の必要度に関する**客観的な尺度（障害程度区分）を導入**
○審査会の意見聴取など**支給決定プロセスを透明化**

安定的な財源の確保
制定前
・新規利用者は急増する見込み
・不確実な国の費用負担の仕組み
→
○**国の費用負担の責任を強化**（費用の1／2を負担）
○利用者も応分の費用を負担し、**皆で支える仕組み**に

→ 自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

地域社会における共生の実現に向けて
新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※　障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援
① 重度訪問介護の対象拡大
② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
③ 地域移行支援の対象拡大
④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備
① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

利用者数の推移（各年4月時点の利用者数推移）（障害福祉サービスと障害児サービス）

（平成20年4月～）　　（単位：万人）

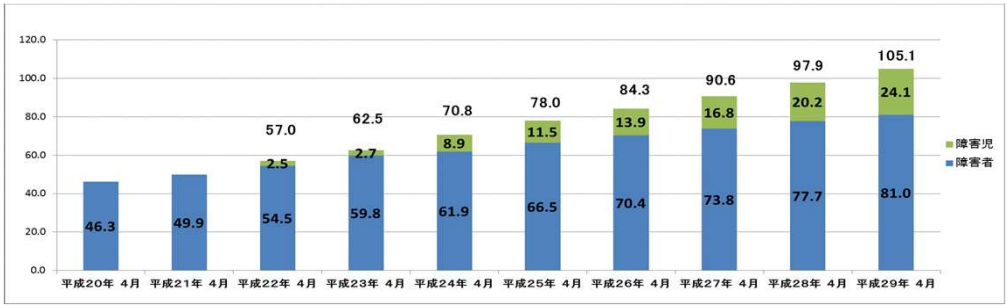

○平成28年4月　→　平成29年4月の伸び率（年率）・・・・・　7．3%

（２９年４月の利用者数）

このうち　身体障害者の伸び率……　１．５%　　身体障害者……　２１．４万人
知的障害者の伸び率……　３．７%　　知的障害者……　３８．３万人
精神障害者の伸び率……　８．７%　　精神障害者……　１９．７万人
障害児の伸び率　……　１７．９%　　難病等対象者…　０．２万人（2,201 人）
障害児　……　２５．６万人（※）
（※障害福祉サービスを利用する障害児を含む）

注：本統計処理は平成19年11月から開始しており、障害児の集計は平成22年4月から開始。

利用者数の推移（6ヶ月毎の利用者数推移）（障害福祉サービスと障害児サービス）

（単位：万人）

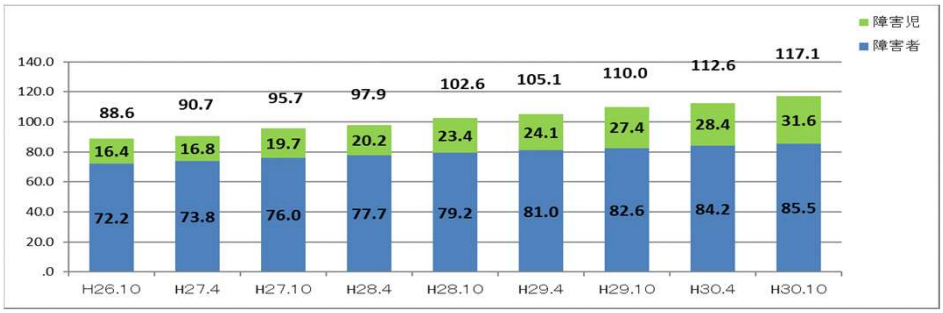

○平成29年10月→平成30年10月の伸び率（年率）・・・・・　６．４％

このうち　身体障害者の伸び率……　１．３％
知的障害者の伸び率……　３．１％
精神障害者の伸び率……　７．２％
障害児の伸び率　……　１４．１％

（３０年１０月の利用者数）
身体障害者……　２１．９万人
知的障害者……　３９．７万人
精神障害者……　２２．２万人
難病等対象者…　０．３万人（2,941 人）
障害児　……　３３．０万人（※）
（※障害福祉サービスを利用する障害児を含む）

障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担

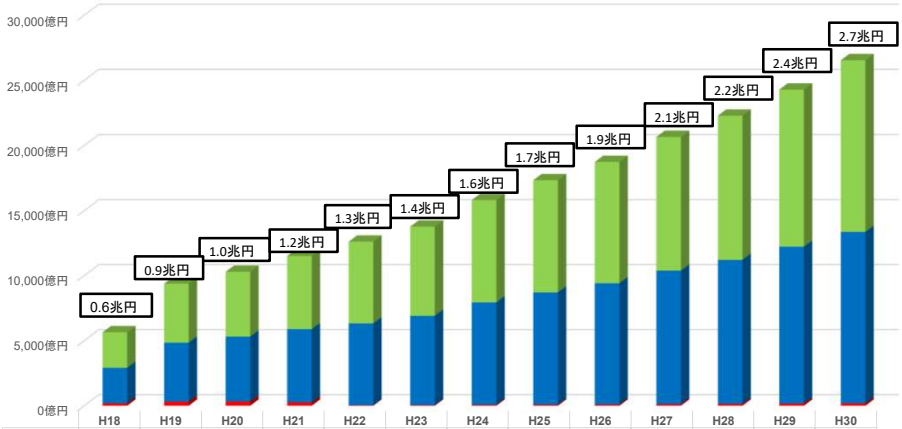

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国	2,731億円	4,540億円	4,986億円	5,634億円	6,284億円	6,858億円	7,875億円	8,628億円	9,320億円	10,270億円	11,077億円	12,066億円	13,185億円
地方自治体	2,731億円	4,540億円	4,986億円	5,634億円	6,284億円	6,858億円	7,875億円	8,628億円	9,320億円	10,270億円	11,077億円	12,066億円	13,185億円
利用者負担	188億円	312億円	332億円	259億円	54億円	59億円	74億円	90億円	105億円	126億円	145億円	169億円	186億円
利用者負担率	（3.3%）	（3.3%）	3.3%	2.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	(0.7%)
伸び率		66.2%	9.7%	11.9%	9.5%	9.2%	14.9%	9.6%	8.1%	10.2%	7.9%	9.0%	9.3%

※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績額。H30は当初予算額）。
※負担割合は、国：都道府県：市町村＝２：１：１
※利用者負担額：国保連データ（H20-29）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。
※利用者負担率：国保連データ（H20-29）。H18・H19はH20の負担率、H30はH29の負担率で仮置き。

Ⅱ　障害者総合支援法等の概要

１　目的及び基本理念等

障害者の権利に関する条約（国際連合）

第一条（目的）
この条約は、すべての障害者による**あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進**し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条 （目的）
この法律は、全ての国民が、**障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである**との理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会を実現するため**、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする**。

第四条 （差別の禁止）
何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その**実施に伴う負担が過重でないときは**、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ**合理的な配慮**がなされなければならない。
3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者総合支援法

障害者総合支援法の目指すもの（目的規定）

- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

（目的）
第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、**障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与**することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二　障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため**、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び**どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保**され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

児童福祉法

（児童の福祉を保障するための原理）

第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。

（児童育成の責任）

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される**よう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（原理の尊重）

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

発達障害者支援法

（目的）

第一条　この法律は、**発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行う**とともに、切れ目なく発達障害者の支援の行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、**発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援の図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること**を目的とする。

（基本理念）

第二条の二　発達障害者の支援は、全ての発達障害者が**社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと**を旨として、行われなければならない。

２　発達障害者の支援は、**社会的障壁の除去に資すること**を旨として、行われなければならない。

３　発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

障害者・障害児の定義（第四条第１項第２項）

＜法の対象となる「障害者」＞

①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

②知的障害者福祉法にいう知的障害者

③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者
（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）

④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病
により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。
④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

＜障害児の範囲＞

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

２　障害福祉サービス等の概要

障害者総合支援法の給付・事業

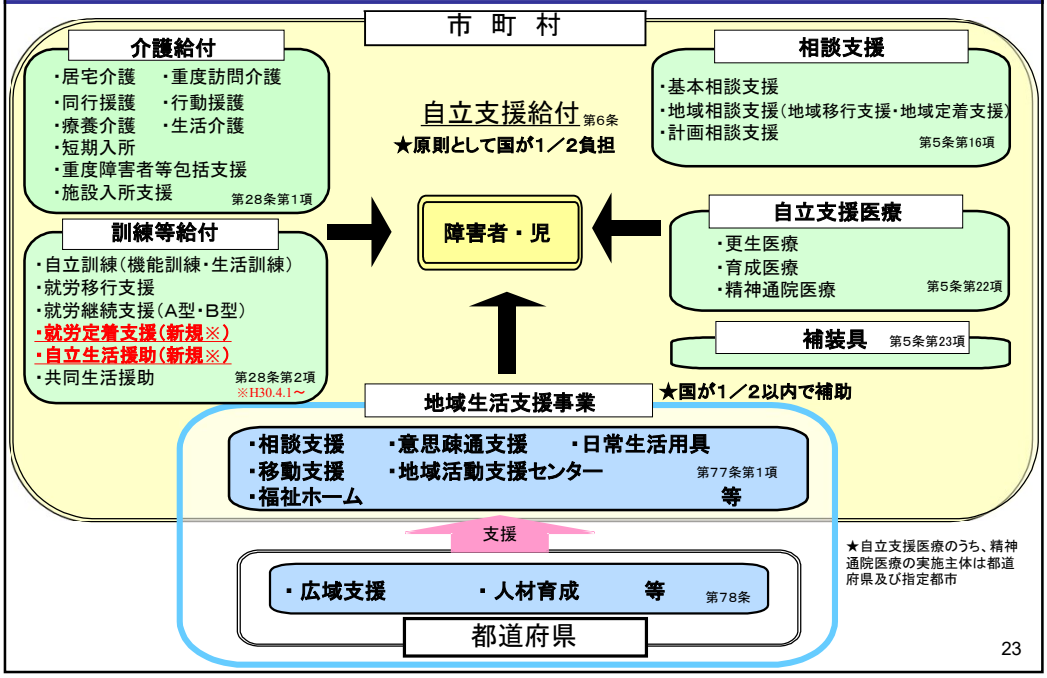

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○　障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

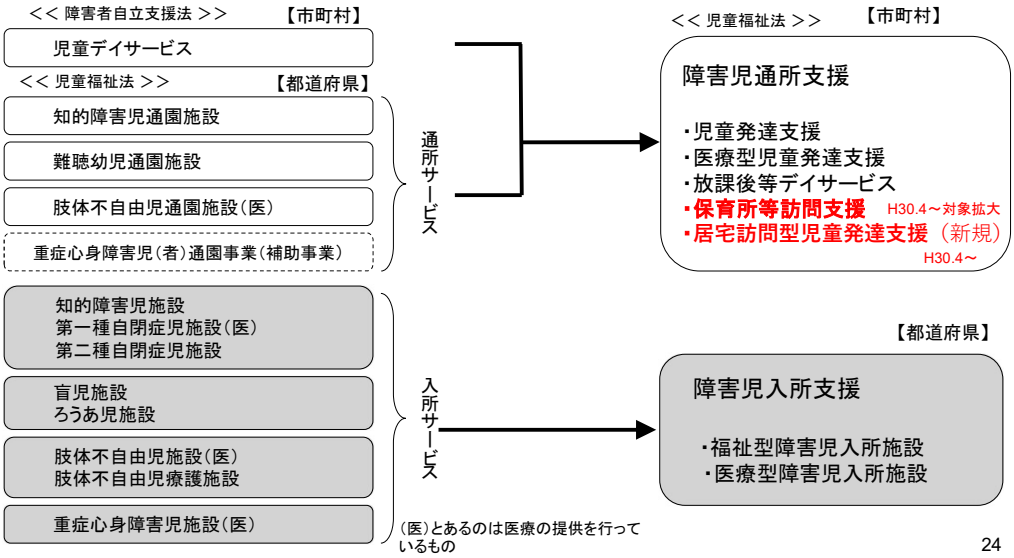

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	178,490	19,998
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,112	7,464
		同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	24,958	5,822
		行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	10,830	1,692
		重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	38	10
日中活動系		短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	50,423	4,762
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	20,590	252
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	281,239	10,426
施設系		施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	128,725	2,581
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	488	120
		共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	121,061	8,261
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,409	186
		自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,183	1,170
		就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	33,401	3,284
		就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	69,598	3,800
		就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	252,561	12,331
		就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	6,209	807

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、平成31年1月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	113,110	6,365
		医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,311	96
		放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	205,183	13,052
障害児訪問系		居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	47	25
		保育所等訪問支援	児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	4,927	689
障害児入所系		福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,579	186
		医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,992	189
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	140,314	8,144
		障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	41,028	4,429
		地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	680	367
		地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,255	546

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、平成31年1月サービス提供分（国保連データ）

本県障害福祉サービス事業所等一覧

R2.4.1現在

根拠法	サービス種別	山形市	村山	最上	置賜	庄内	事業所数	定員数（人）
障害者総合支援法	障害者支援施設	4	4	3	10	8	29	1,352
	居宅介護	23	25	12	30	34	124	－
	重度訪問介護	21	20	12	26	33	112	－
	同行援護	9	9	3	5	6	32	－
	行動援護	2	1	3	3	1	10	－
	療養介護	1			1		2	220
	生活介護	17	21	9	28	35	110	2,675
	短期入所	11	12	4	22	22	71	209
	自立訓練（機能訓練）		1		2	3	6	43
	自立訓練（生活訓練）		2		3	23	28	255
	宿泊型自立訓練	1				1	2	32
	就労移行支援	4	8	7	4	17	40	316
	就労継続支援A型	6	7	8	5	6	32	673
	就労継続支援B型	21	22	14	39	52	148	3,065
	就労定着支援	3	2	1		4	10	－
	自立生活援助				1		1	－
	共同生活援助	16	13	9	28	22	88	1,434
	うち包括型	8	7	4	17	19	55	962
	うち外部サービス利用型	8	6	5	9	3	31	427
	うち日中サービス支援型				2		2	45
	地域移行支援	10	6	6	8	8	38	－
	地域定着支援	9	4	6	5	8	32	－
	計画相談支援	14	21	9	21	22	87	－
児童福祉法	障害児入所施設			1	1	1	3	90
	医療型障害児入所施設		1				1	60
	児童発達支援センター	1	5		1	1	8	163
	医療型児童発達支援センター		1				1	30
	児童発達支援	13	9	6	10	16	54	529
	放課後等デイサービス	24	30	8	24	26	112	1293
	居宅訪問型児童発達支援	1				1	2	－
	保育所等訪問支援	1	6		3	2	12	－
	障害児相談支援	13	20	7	17	16	73	－
	合計	225	250	128	297	368	1,268	12,439

３　自立支援給付について

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合（申請・支給決定の変更）には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

＊　上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

＊　障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）

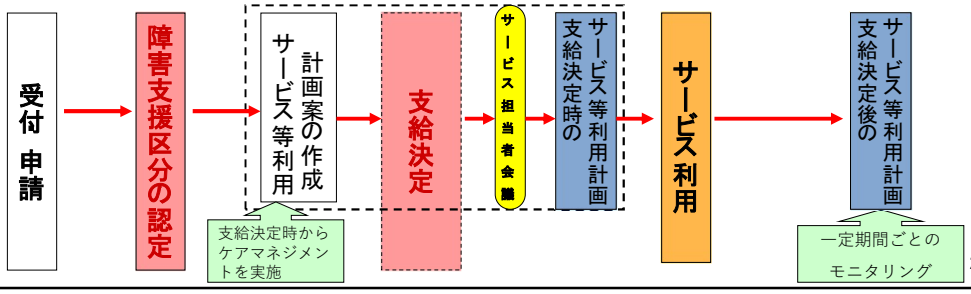

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

① 障害支援区分の定義（法第４条第４項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

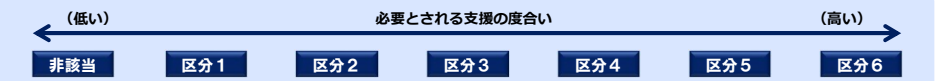

② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。

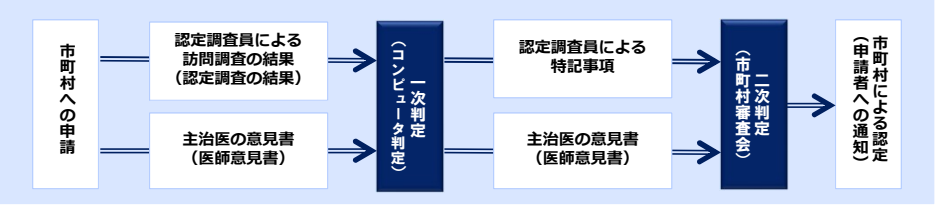

③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年９月）

非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1．移動や動作等に関連する項目（12項目）				
1－1　寝返り	1－2　起き上がり	1－3　座位保持	1－4　移乗	
1－5　立ち上がり	1－6　両足での立位保持	1－7　片足での立位保持	1－8　歩行	
1－9　移動	1－10　衣服の着脱	1－11　じょくそう	1－12　えん下	
2．身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）				
2－1　食事	2－2　口腔清潔	2－3　入浴	2－4　排尿	
2－5　排便	2－6　健康・栄養管理	2－7　薬の管理	2－8　金銭の管理	
2－9　電話等の利用	2－10　日常の意思決定	2－11　危険の認識	2－12　調理	
2－13　掃除	2－14　洗濯	2－15　買い物	2－16　交通手段の利用	
3．意思疎通等に関連する項目（6項目）				
3－1　視力	3－2　聴力	3－3　コミュニケーション	3－4　説明の理解	
3－5　読み書き	3－6　感覚過敏・感覚鈍麻	－	－	
4．行動障害に関連する項目（34項目）				
4－1　被害的・拒否的	4－2　作話	4－3　感情が不安定	4－4　昼夜逆転	4－5　暴言暴行
4－6　同じ話をする	4－7　大声・奇声を出す	4－8　支援の拒否	4－9　徘徊	4－10　落ち着きがない
4－11　外出して戻れない	4－12　１人で出たがる	4－13　収集癖	4－14　物や衣類を壊す	4－15　不潔行為
4－16　異食行動	4－17　ひどい物忘れ	4－18　こだわり	4－19　多動・行動停止	4－20　不安定な行動
4－21　自らを傷つける行為	4－22　他人を傷つける行為	4－23　不適切な行為	4－24　突発的な行動	4－25　過食・反すう等
4－26　そう鬱状態	4－27　反復的行動	4－28　対人面の不安緊張	4－29　意欲が乏しい	4－30　話がまとまらない
4－31　集中力が続かない	4－32　自己の過大評価	4－33　集団への不適応	4－34　多飲水・過飲水	－
5．特別な医療に関連する項目（12項目）				
5－1　点滴の管理	5－2　中心静脈栄養	5－3　透析	5－4　ストーマの処置	
5－5　酸素療法	5－6　レスピレーター	5－7　気管切開の処置	5－8　疼痛の看護	
5－9　経管栄養	5－10　モニター測定	5－11　じょくそうの処置	5－12　カテーテル	

計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○　障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※　平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※　各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

（利用プロセスのイメージ）

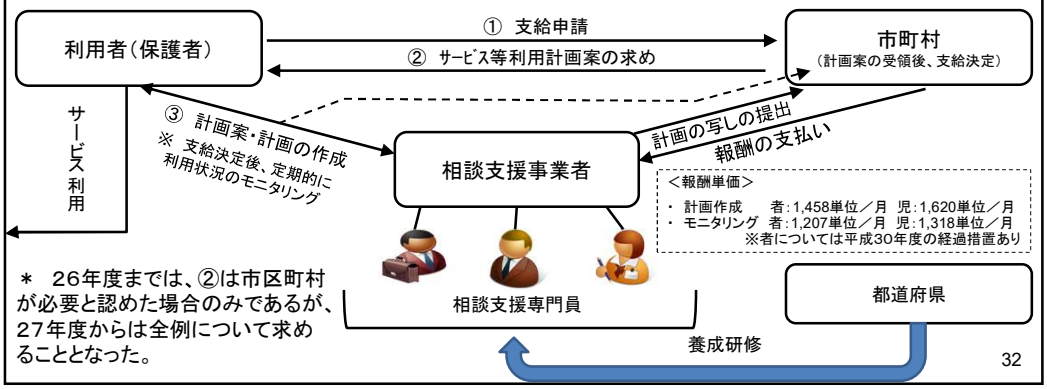

＊　26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなった。

利用者負担について

＜障害者の場合＞

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く。(注3)	9，300円
一般2	上記以外	37，200円

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。
（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

＜障害児の場合＞

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4，600円
		入所施設利用の場合	9，300円
一般2	上記以外		37，200円

（注）収入が概ね890万円以下の世帯が対象。 ※R1.10.1 ～ 幼児教育の無償化について、就学前の障害児の児童発達支援について実施予定。

＜世帯の範囲＞

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18，19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者（20歳以上）	グループホーム・ケアホーム利用者	通所施設（事業）利用者	ホームヘルプ利用者	入所施設利用者（20歳未満）	医療型施設利用者（入所）
自己負担	利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）					
	高額障害福祉サービス等給付費（世帯での所得団塊別負担上限）					医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）
			事業主の負担による就労継続A型事業（雇用型）の減免措置			
	生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）					
食費 光熱水費	補足給付（食費・光熱水費を減免）	食費については実費負担ですが、通所施設（事業）を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。 補足給付（家賃負担を軽減）	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付（食費・光熱水費を減免）	

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月８日）（抄）

1．幼児教育の無償化
（具体的内容）
子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）
（実施時期）
こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年４月から一部をスタートし、2020年４月から全面的に実施する。
また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日）（抄）

1．人づくり革命の実現と拡大
（1）人材への投資
① 幼児教育の無償化
（略）
このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）
（実施時期）
無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019 年４月と2020 年４月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、３歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019 年10 月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4．就学前の障害児の発達支援
○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。[19]具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。
また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。[20] [21]

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。
20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。
また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。
21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

幼児教育の無償化について

（「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（12月28日関係閣僚合意）のポイント）

幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

１．幼稚園、保育所、認定こども園等

- ３～５歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
    3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- ０～２歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

２．幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

３．認可外保育施設等

- ３～５歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- ０～２歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実に向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

４．負担割合

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
  - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

５．その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する３～５歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月１日

障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容		利用者数	施設事業所数
児童発達支援（児童福祉法第６条の２の２）	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	98,206	5,973
医療型児童発達支援（児童福祉法第６条の２の２）	児童発達支援に加え、治療を行う	2,161	96
居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法第６条の２の２）	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	14	8
保育所等訪問支援（児童福祉法第６条の２の２）	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	2,568	498
福祉型障害児入所施設（児童福祉法第42条）	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,526	186
医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条）	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,997	187

※１．児童福祉法第21条の５の４における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用（児童福祉法第21条の５の３）、入所特定費用（児童福祉法第24条の２）及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。
※２．利用者数及び施設・事業所数は平成30年8月サービス提供分の国保連データ。
※３．医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。
※４．就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様に、一般財源とする。
無償化に必要な地方財源を確保するとともに、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

１．基本理念における「経済的負担の軽減」の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準について、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※　既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※　就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

２．子育てのための施設等利用給付の創設

（１）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※　認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、５年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

②支給要件　以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ３歳から５歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（２）費用負担

- 本給付に要する費用は、原則、国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１を負担する。

※　平成３１年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

（３）その他

- 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成３１年１０月１日　（一部の規定については、公布の日から施行）

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根　拠　法　：障害者総合支援法

概　　要　：障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 ：【更生医療・育成医療】 市町村　【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 ：【更生医療・育成医療】 国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4　【精神通院医療】 国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数：【更生医療】251,789件　【育成医療】32,100件　【精神通院医療】1,817,829件　※平成27年度

対 象 者

更 生 医 療　：身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育 成 医 療　：児童福祉法第４条第２項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者（18歳未満）

精神通院医療　：精神保健福祉法第５条に規定する精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

（更生医療・育成医療）

肢体 不自由 ･･･ 関節拘縮 → 人工関節置換術　　言語障害 ･･･ 口蓋裂 → 形成術

視 覚 障 害 ･･･ 白内障 → 水晶体摘出術　　免疫機能障害 ･･･ 抗HIV療法

聴 覚 障 害 ･･･ 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 ･･･ 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析　　肝臓機能障害 → 肝移植

＜先天性内臓障害＞ 鎖肛 → 人工肛門の造設　※ 育成医療のみ

（精神通院医療）

精神科専門療法

訪問看護

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上(年収約833万円以上)	対 象 外	対 象 外	20, 000円
中 間 所 得 2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満(年収:約400～833万円未満)	総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	10, 000円	10, 000円
中 間 所 得 1	市町村民税 33,000円未満(年収約290～400万円未満)		5, 000円	5, 000円
低 所 得 2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5, 000円		
低 所 得 1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2, 500円		
生 活 保 護	生活保護世帯	0円		

＊年収については、夫婦＋障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】＊医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費(月額医療費－医療保険－患者負担)	患者負担(1割又は負担上限額)

「重度かつ継続」の範囲

○疾病、症状等から対象となる者

［更生・育成］腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

［精神通院］ ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

［更生・育成・精神通院］ 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1，2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、平成30年3月31日までの経過的特例措置

補装具費支給制度の概要

１．制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（別紙「補装具種目一覧」を参照）について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200円、市町村民税世帯非課税者：0円

２．対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※　難病患者等については、特殊の疾病告示に定める疾病に限る

３．実施主体

市町村

４．申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

５．費用負担

⑴公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則１割）を除した額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合　（国：５０／１００、　都道府県：２５／１００、　市町村：２５／１００）

⑵利用者負担

所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一　　般	市町村民税課税世帯	３７，２００円

- ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合）には補装具費の支給対象外とする。
- 生活保護への移行防止措置あり

参　　考

１．補装具の種目

［身体障害者・身体障害児共通］

義肢　装具　座位保持装置　盲人安全つえ　義眼眼鏡　補聴器　車椅子　電動車椅子　歩行器　歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状のものを除く）重度障害者用意思伝達装置

［身体障害児のみ］

座位保持椅子　起立保持具　頭部保持具　排便補助具

２．創設年度　平成１８年１０月施行

※　障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費支給制度としたもの。

［身体障害者福祉法］　昭和２５年度　　［児童福祉法］　昭和２６年度

・　支給根拠　　障害者総合支援法　第７６条第１項
・　国の負担根拠　　障害者総合支援法　第９５条第１項第２号

補装具費の支給の仕組み

○補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
○申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
○補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
○障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
（償還払方式の場合）
・事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
・市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
（代理受領の場合）
・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
○市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。

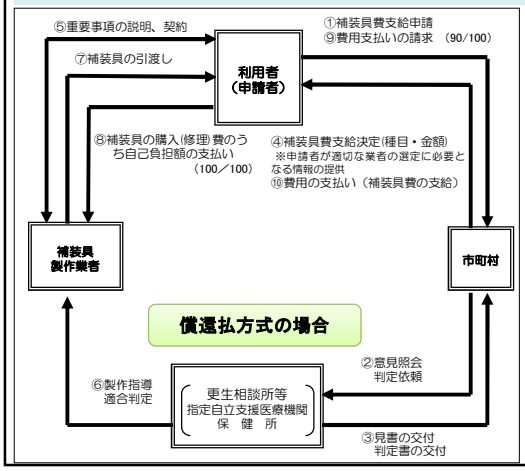

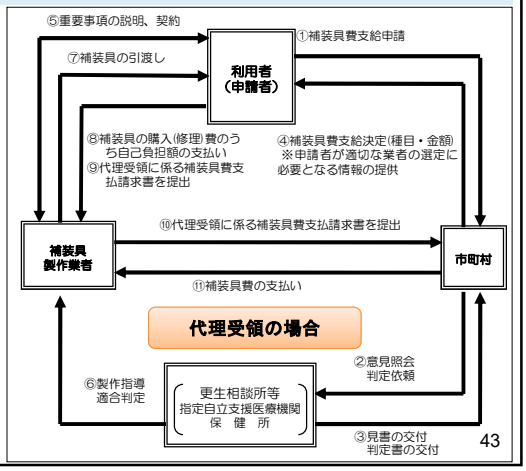

4 地域生活支援事業について

地域生活支援事業等について

参考資料1を参照

平成３０年度予算額
４９３億円 ⇨ 令和元年度予算額
４９５億円

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

令和元年度予算額

地域生活支援事業費等補助金　４９５億円
（平成３０年度予算額）（４９３億円）

○地域生活支援事業　４４１億円
（４５１億円）

○地域生活支援促進事業　５４億円
（４２億円）

事業内容

○ **地域生活支援事業**　（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
［地域の特性］　地理的条件や社会資源の状況
［柔軟な形態］　① 委託契約・広域連合等の活用　② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。
・補助率　**※統合補助金**
市町村事業：国１／２以内・都道府県１／４以内で補助、都道府県事業：国１／２以内で補助

○ 地域生活支援促進事業　（平成29年度に創設）
発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、５割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。
・補助率　国１／２又は定額（10／10相当）

令和元年度地域生活支援事業（市町村事業）

必須事業	任意事業
1　理解促進研修・啓発事業	1　日常生活支援
2　自発的活動支援事業	(1) 福祉ホームの運営
3　相談支援事業	(2) 訪問入浴サービス
(1)　基幹相談支援センター等機能強化事業	(3) 生活訓練等
(2)　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	(4) 日中一時支援
4　成年後見制度利用支援事業	(5) 地域移行のための安心生活支援
5　成年後見制度法人後見支援事業	(6) 巡回支援専門員整備
6　意思疎通支援事業	(7) 相談支援事業者等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
7　日常生活用具給付等事業	(8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
8　手話奉仕員養成研修事業	2　社会参加支援
9　移動支援事業	(1) レクリエーション活動支援
10　地域活動支援センター機能強化事業	(2) 芸術文化活動振興
	(3) 点字・声の広報等発行
	(4) 奉仕員養成研修
	(5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
	(6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
	3　就業・就労支援
	(1) 盲人ホームの運営
	(2) 知的障害者職親委託

（参考）交付税を財源として実施する事業
・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業　・地域活動支援センター基礎的事業
・ 障害支援区分認定等事務　・自動車運転免許取得・改造助成　・更生訓練費給付

令和元年度地域生活支援事業（都道府県事業）

必須事業

1 専門性の高い相談支援事業
- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機障害及びその関連障害に対する支援普及事業

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5 広域的な支援事業
- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
- (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (7) 精神障害関係従事者養成研修事業
- (8) 精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
- (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

2 日常生活支援
- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- (6) 医療型短期入所事業所開設支援
- (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

3 社会参加支援
- (1) 手話通訳者の設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (6) 奉仕員養成研修
- (7) レクリエーション活動等支援
- (8) 芸術文化活動振興
- (9) サービス提供者情報提供等
- (10) 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業
- (11) 企業CSR連携促進

4 就業・就労支援
- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

5 重度障害者に係る市町村特別支援

（参考）交付税を財源として実施する事業　・障害児等療育支援事業

令和元年度地域生活支援促進事業

○ 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（補助率） 市町村事業：国1／2　都道府県事業：国1／2 又は 定額（10/10相当）

都道府県事業

1 発達障害児者地域生活支援モデル事業
2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
3 発達障害者支援体制整備事業
4 障害者虐待防止対策支援事業
5 障害者就業・生活支援センター事業
6 工賃向上計画支援等事業（※）
7 就労移行等連携調整事業
8 障害者芸術・文化祭開催事業（※）
9 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
10 医療的ケア児等総合支援事業
11 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）
12 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
13 成年後見制度普及啓発事業
14 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
15 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
16 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
17 「心のバリアフリー」推進事業
18 身体障害者補助犬育成促進事業
19 発達障害児者及び家族等支援事業
20 発達障害診断待機解消事業
21 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
22 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（※）
23 障害者ICTサポート総合推進事業
24 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

注）（※）の事業は定額（10/10相当）補助を含む。

市町村事業

1 発達障害児者地域生活支援モデル事業
4 障害者虐待防止対策支援事業
10 医療的ケア児等総合支援事業
13 成年後見制度普及啓発事業
19 発達障害児者及び家族等支援事業
22 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（※）
25 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

注）（※）の事業は定額（10/10相当）補助を含む。

５　苦情解決制度について

苦情解決事業

平成１２年の社会福祉事業法改正により、福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより利用する制度へ変更されることとなった。

福祉サービスにおいて、苦情を適切に解決することは、利用者にとっては、福祉サービスに対する満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講ぜられること等の効果が期待でき、事業者にとっては、利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検証が可能となる。

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものである。しかしながら、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階及び都道府県段階それぞれに苦情解決の仕組みを整備することとした。

それぞれの苦情解決の仕組みは下記の通りである。

ア　事業者段階の仕組み

社会福祉法第８２条において、すべての社会福祉事業の経営者についての苦情解決の責務を明確化するとともに第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けることとしている。

イ　都道府県段階の仕組み

社会福祉法第８３条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置している。

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図

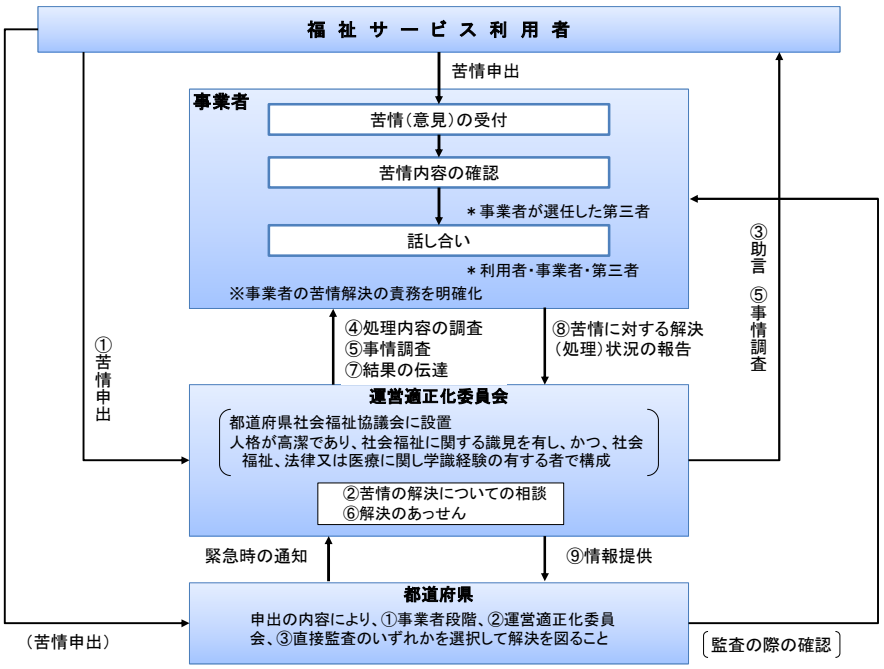

６　介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査について

介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査

目的

障害者総合支援法では、障害者（児）の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行うこととしている。（法第九七条第一項）

審査の実施主体

都道府県知事

審査体制

都道府県知事は、条例で定めるところにより、審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置くことができる。（法第九十八条第一項）

審査請求の対象となる処分

市町村が行う障害福祉サービスの個別給付に係る処分が審査請求の対象となる。（法第97条第1項）
※具体的には事項に掲げるものが対象となる。

（1）障害支援区分に関する処分
障害程度区分の認定は、それ自体独立した行政処分であり、支給決定の勘案事項の一つとして介護給付費等に係る処分に当たるので、都道府県知事への審査請求の対象となる。
- 障害支援区分の認定（法第二一条第1項）
- 障害支援区分の再認定（法第二四条第4項）

（2）支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分
介護給付費等の支給決定に係る処分には、支給決定(支給量等の決定)に関する処分と支払決定（サービス利用後の具体的な請求に対する支出決定）に関する処分のいずれもが含まれる。

◆ 支給要否決定に関する処分
- 介護給付費等の支給要否決定
- 地域相談支援給付費との給付要否決定

◆ 支給決定（支給量等の決定）に関する処分
- 支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）
- 支給決定の変更の決定
- 支給決定の取り消しの決定
- 地域相談支援給付決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の設定
- 地域相談支援給付決定の取り消し決定

◆ 支給決定に関する処分
- 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費

（3）利用者負担に係る処分
利用者負担は、給付と表裏の関係にあることから、利用者負担に係る決定は、「介護給付費等に係る処分」として審査請求の対象となる。
- 利用者負担の月額上限に関する決定
- 利用者負担の災害減免等の決定
- 高額障害福祉サービス費の給付決定
- 補足給付の決定（特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費）

7　介護保険制度との関係について

介護保険と障害福祉の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア　サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

「平成26年3月障害保健福祉関係主管課長会議」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については 、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

8 障害福祉計画について

障害福祉計画等と基本指針

○ 基本指針（厚生労働大臣）では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。平成30年度からは、障害児福祉計画についても同様に作成することになっている。

H24　H25　H26　H27　H28　H29　H30　H31　H32

第1期 障害福祉計画 18年度～20年度	第2期 障害福祉計画 21年度～23年度	第3期 障害福祉計画 24年度～26年度	第4期 障害福祉計画 27年度～29年度	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画 30年度～32年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法・児童福祉法の改正等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画等を作成

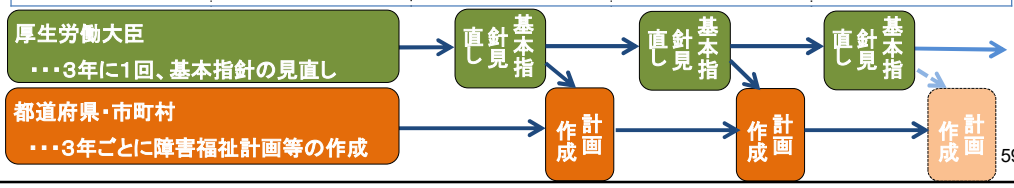

（参考1）障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

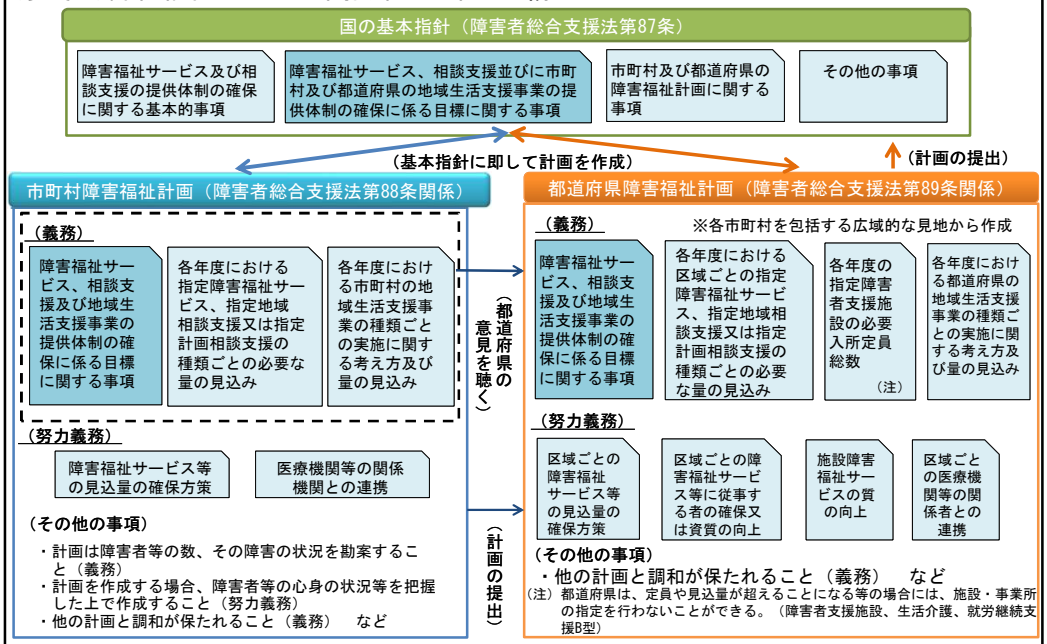

（参考2）障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項
- その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）　（計画の提出）

市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

（義務）

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（努力義務）

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
- 医療機関、教育機関等の関係機関との連携

（その他の事項）

・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
・他の計画と調和が保たれること（義務）　など

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

（義務）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）
- 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

（努力義務）

- 区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策
- 区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上
- 障害児入所支援の質の向上
- 区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

（その他の事項）

・他の計画と調和が保たれること（義務）　など

（注）都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

（参考3）基本指針案の全体像と主なポイント

第一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

第一の一　基本的理念

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取組
⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

第一の二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

①訪問系サービスの保障
②日中活動系サービスの保障
③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
④一般就労への移行等の推進

第一の三　相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二　障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
・地域生活への移行者増
・施設入所者減

第二の二　精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
・精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
・精神病床における早期退院率（入院３ヶ月時点、６か月時点、１年時点）

第二の三　地域生活支援拠点等の整備
・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも１拠点整備

第二の四　福祉施設から一般就労への移行
・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
・就労移行支援事業利用者数増
・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
・就労定着支援による職場定着率

第二の五　障害児支援の提供体制の整備等
・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

第三　障害福祉計画等の作成に関する事項

第三の一　作成に関する基本的事項
・障害者等の参加
・地域社会の理解促進
・総合的な取組
・障害福祉計画等作成委員会等の開催
・関係部局相互間の連携
・市町村・都道府県の連携
・障害者等のニーズ等の把握
・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
・区域設定（都道府県）
・住民意見の反映
・他計画との関係
・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

第三の二　市町村障害福祉計画等
・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
・地域生活支援事業
・関係機関の連携

第三の三　都道府県障害福祉計画等
・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、・地域生活支援拠点の整備、市町村の支援等、圏域単位での見通し等
・障害者支援施設等の必要入所定員総数
・質の向上方策（研修、第三者評価）
・地域生活支援事業
・関係機関の連携

第三の四　その他
・計画作成時期
・計画期間等
・計画の公表

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

第四の一　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
・虐待の防止
・差別の解消
・利用者の安全確保、研修等の充実

（参考4） 成果目標と障害福祉サービスの見込量（活動指標）との関係

（基本指針の理念 自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会）

（成果目標）

施設入所者の地域生活への移行
- ○ 地域生活移行者の増加
- ○ 施設入所者の削減

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ○ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ○ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ○ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ○ 精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率）

障害者の地域生活の支援
- ○ 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行等
- ○ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ○ 就労移行支援事業の利用者の増加
- ○ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- ○ 一定の就労定着率の達成

障害児支援の提供体制の整備等
- ○ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ○ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ○ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

（活動指標）

（都道府県・市町村）
- ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ○ 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

（都道府県・市町村）
- ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用日数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

（都道府県・市町村）
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- ○ 就労定着支援の利用者数

（都道府県）
- ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数

（都道府県・市町村）
- ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 医療型児童発達支援の利用児童日数、利用日数
- ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- ○ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 障害児相談支援の利用児童数
- ○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）
- ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数

９ （自立支援）協議会について

（自立支援）協議会の法的位置づけ

（協議会の設置）
法第八九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２　前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係期間等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【（自立支援）協議会を構成する関係者イメージ】

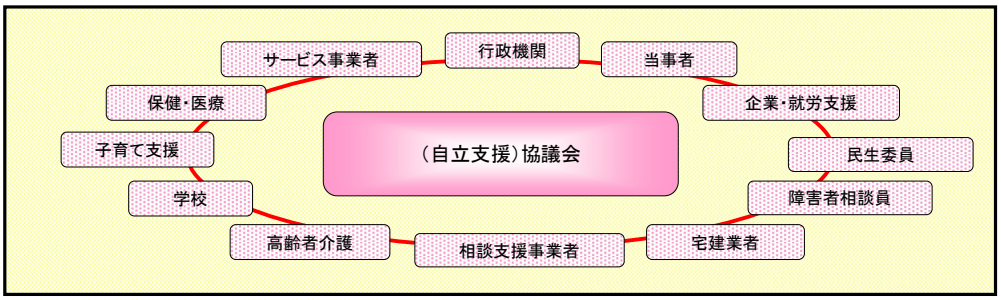

市町村（自立支援）協議会の機能

情報機能	• 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	• 地域の関係機関によるネットワーク構築 • 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	• 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	• 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	• 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	• 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 • 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価 • 都道府県相談支援体制整備事業の活用

出典：自立支援協議会の運営マニュアル　（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）

各会議の標準的なシステムとポイント

（地域自立支援）協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

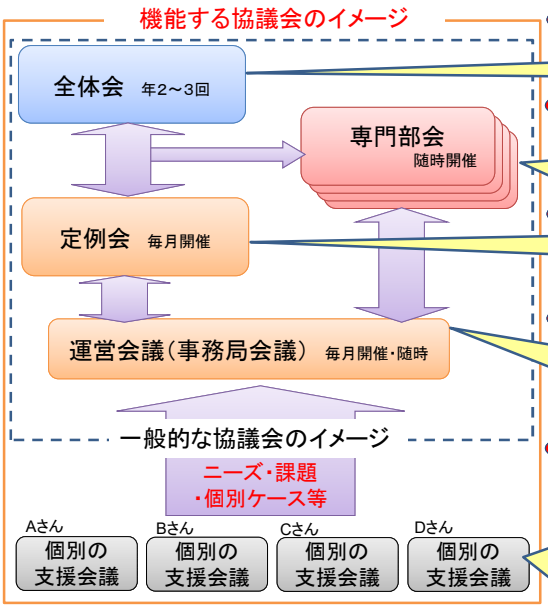

ポイント5

＊全体会において地域全体で確認

ポイント4

＊課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

＊定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場（参加者は現場レベル）

ポイント2

＊個別の支援会議で確認した課題の取扱について運営会議で協議・調整
（交通整理役、協議会のエンジン）

ポイント1

＊個別支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りする場合が多い。
＊本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

出典：自立支援協議会の運営マニュアル　（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）一部改変

（参考）各会議の機能と参加メンバー例

会議	機能	参加メンバー例
個別の支援会議 （サービス担当者会議）	地域の障害のある当事者が直面している生活課題を解決するために実施。当事者の生活課題についての共有、解決策の検討、支援の調整や役割分担等を行う。	当事者（本人、家族）、相談支援事業者、市町村担当者、児童相談所、サービス提供事業者、教育機関、訪問看護事業者、主治医、民生委員・児童委員　etc
運営会議	協議会を円滑に運営していくための協議を行う。 個別の支援会議から見える地域課題整理、定例会の議題調整、専門部会の進捗管理等を行う。	事務局（基幹相談支援センター）、市町村担当者、委託相談支援事業者、部会代表　etc
定例会	相談支援事業者による相談支援活動、専門部会等で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、事業所・関係機関で共有する。課題について意見交換を行い、再び専門部会等での詳細な協議を支援する。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表　etc →主に現場を統括する者
専門部会 （プロジェクト会議）	地域課題の整理および解決策の検討を定期的な協議で行ったり、緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議を行う場合もある。	協議メンバーは同事業種でメンバーを組織、あるいは協議会内外から適当な人材を選出
全体会議	年に1回、地域の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていただき、自立支援協議会の活動報告を行う。 協議内容についてコンセンサスを図る。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表　etc →主に施設・機関を統括する者　（市民）

（参考）専門部会（プロジェクト会議）の例

障害別	身体障害者部会、知的障害者部会、 精神障害者部会、発達障害者部会、 障害児部会
課題別	地域移行支援部会、権利擁護部会、 就労支援部会、進路部会
事業種別	居宅介護事業所、日中支援事業所、 就労支援事業所、障害者支援施設、 短期入所部会

市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）

↑

市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場

↓

地域で障害者を支える

自立支援協議会の設置状況一覧（H31.4.1現在）

市町村名	自立支援協議会名	設置年月	運営方法		
			直営	共同	委託
山形市	山形市地域自立支援協議会	H19.8.		○	
上山市	上山市地域自立支援協議会	H21.3			○
天童市	天童市障がい者自立支援協議会	H22.8	○		
山辺町	山辺町地域自立支援協議会	H19.12	○		
中山町	中山町地域自立支援協議会	H20.12	○		
寒河江市	西村山地域自立支援協議会	H25.4 共同設置			○
河北町					
西川町					
朝日町					
大江町					
村山市	北村山地域自立支援協議会	H24.2 共同設置	○		
東根市					
尾花沢市					
大石田町					
新庄市	最上地区自立支援協議会	H20.3. 共同設置	○		
金山町					
最上町					
舟形町					
真室川町					
大蔵村					
鮭川村					
戸沢村					
米沢市	米沢市地域自立支援協議会	H21.9	○		
長井市	長井市地域自立支援協議会	H24.1	○		
南陽市	南陽市障害者地域自立支援協議会	H18.10	○		
高畠町	高畠町自立支援協議会	H19.2	○		
川西町	川西町地域自立支援協議会	H18.10	○		
小国町	小国町自立支援協議会	H22.3	○		
白鷹町	白鷹町自立支援協議会	H24.4	○		
飯豊町	飯豊町自立支援協議会	H19.2	○		
鶴岡市	鶴岡市障害者地域自立支援協議会	H24.3			○
酒田市	酒田市障がい者自立支援協議会	H22.7	○		
三川町	三川町地域自立支援協議会	H20.3	○		
庄内町	庄内町地域自立支援協議会	H23.3	○		
遊佐町	遊佐町障がい者自立支援協議会	H26.4	○		

都道府県（自立支援）協議会

①法的根拠

（障害者総合支援法施行規則）

第六五の一五　法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、（略）、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、（略）その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

②役割

- 都道府県内の圏域事の相談支援体制の状況を把握・評価し整備方策を助言
- 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

③構成メンバー等

相談支援従事者、専門相談機関、更生相談所、児童相談所、教育委員会、学識経験者、市町村（協議会）代表、当事者・家族会代表、その他都道府県関係行政機関　等

山形県自立支援協議会の取組み

（１）県自立支援協議会の運営

山形県全域における障がい者及び障がい児の相談支援体制の構築等について協議を行うため、山形県自立支援協議会を設置し、運営している。平成30年度は平成31年３月20日開催。

（２）県自立支援協議会の相談支援部会の設置・運営

協議会の専門部会として、相談支援部会を平成26年９月に設置。相談支援従事者の育成のため、研修のあり方の検討等を行っている。

（３）県自立支援協議会の活動状況

○　相談支援推進員会議の開催

開催日　令和元年７月12日、令和２年１月30日

内　容

・令和元年度相談支援研修会の内容に関する検討

・地域生活支援拠点等の検討状況と設置促進について

・障がい者支援施設の入所調整について　等

○　相談支援研修会の開催

開催日　令和元年11月15日　　会　場　山形県庁講堂

参加者　相談支援専門員、市町村行政担当者等　約100名

講　師　全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員　　機関誌「手をつなぐ」編集委員　又村 あおい

内　容　「地域生活支援拠点を徹底分析！ ～検討のプロセスと整備に向けたポイント～」

○　圏域相談支援連絡会研修会の開催

開催日・会場　　村山・最上：令和元年12月18日 最上総合支庁

村山・置賜：令和元年12月５日 置賜総合支庁

村山・庄内：令和２年１月17日 庄内総合支庁

対象者　各圏域の相談支援専門員、各市町村行政担当者

内　容　・人材育成ビジョンについて

ストレングスモデルに基づくグループスーパービジョン

（自立支援）協議会と障害福祉計画

（市町村障害福祉計画）

法第八八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

８　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

法第八九条　都道府県は基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

６　都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10　地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備について

参考資料3を参照

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

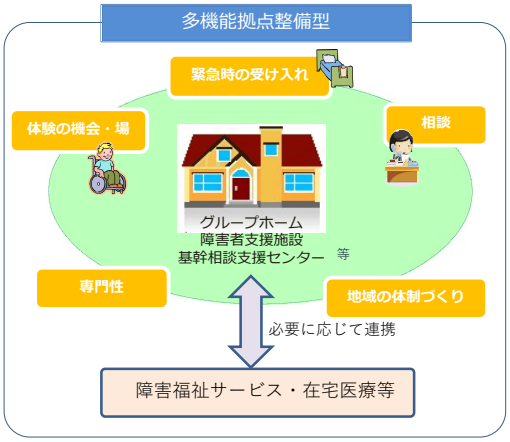

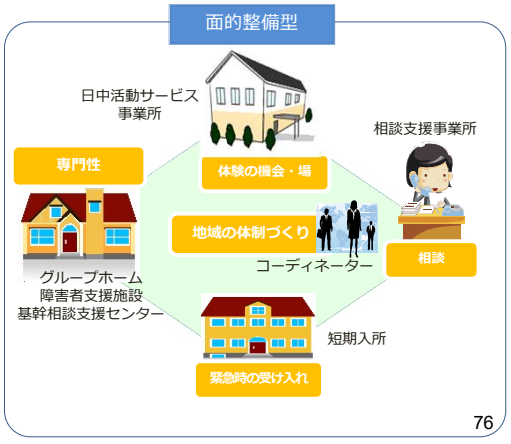

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

○　地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

○ 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

○ 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
　① 相談　② 緊急時の受け入れ・対応
　③ 体験の機会・場　④ 専門的人材の確保・養成
　⑤ 地域の体制づくり

※　地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

※　緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※　地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

○ 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。

○ 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

○ 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。

○ 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。
（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

○ 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。

○ 効果的な運営の継続
・ 市町村の定期的な評価
・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

○ 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

Ⅲ　障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律

１　障害者の権利に関する条約及び障害者差別解消法について

■　**障害者差別解消法関係の経緯**

平成１６年	６月　４日	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成１８年	１２月 １３日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成１９年	９月 ２８日	日本による障害者権利条約への署名
平成２３年	８月　５日	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成２５年	６月 ２６日	障害者差別解消法　公布・一部施行
平成２６年	１月 ２０日	障害者の権利に関する条約締結
平成２７年	２月２４日	障害者差別解消法「基本方針」閣議決定
平成２８年	４月　１日	障害者差別解消法施行

我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は，障害者の人権や基本的自由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため，障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止
➡ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
◆条約の実施を監視する枠組みを設置，等

※過度の負担ではないにもかかわらず，障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指します。

条約成立まで－締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？

2006年12月　国連総会で条約が採択されました。
2007年 9月　我が国が条約に署名しました。
2008年 5月　条約が発効しました。

2014年3月現在　（我が国を含め）
142か国・1地域機関が締結済みです。

条約締結に先立ち，障害当事者の意見も聴きながら，国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月　障害者基本法が改正されました。
2012年 6月　障害者総合支援法が成立しました。
2013年 6月　障害者差別解消法が成立し，障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて，国会において議論され，2013年11月19日の衆議院本会議，12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。
また，2月19日に，我が国について障害者権利条約が発効しました。

条約を締結するとどうなるの？

■ **我が国において，障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。**
（障害者の身体の自由や表現の自由等の権利，教育や労働等の権利が促進されます。）
（我が国による条約の実施を，国内において監視する枠組み（障害者政策委員会）や，国連の障害者権利委員会への報告を通じて，継続的に説明していきます。また，障害者権利委員会委員への立候補について検討していきます。）

■ **人権尊重についての国際協力が一層推進されます。**

2014年3月　外務省人権人道課（お問い合わせは03-5501-8240まで）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成２５年法律第６５号>）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

Ⅰ．差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止
国・地方公共団体等
民間事業者
➡ 法的義務

合理的配慮の不提供の禁止
国・地方公共団体等 ➡ 法的義務
民間事業者 ➡ 努力義務

具体的な対応

（１）政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する**基本方針**を策定（閣議決定）

（２）国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する**対応要領**を策定
事業者 ⇒ 事業分野別の**対応指針**（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保
● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

Ⅱ．差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談
● 相談・紛争解決の体制整備　⇒　既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携
● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動
● 普及・啓発活動の実施

情報収集等
● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例について

○目的

・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

○内容

・基本理念
・障がいを理由とする差別の解消の推進
・共生する社会の実現に向けた施策
・障がいを理由とする差別に関する相談体制
・共生する社会の実現に向けた推進体制

２　障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
①養護者による障害者虐待
②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）
①身体的虐待　（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
②放棄・放置　（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
③心理的虐待　（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
④性的虐待　（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
⑤経済的虐待　（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

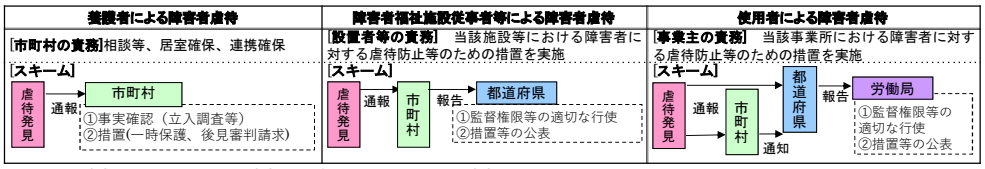

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

附則第2条
政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

区　分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 **【具体的な例】** ・平手打ちする　・殴る　・蹴る　・壁に叩きつける　・つねる　・無理やりに食べ物や飲み物を口にいれる ・やけど　・打撲させる　・身体拘束（柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） **【具体的な例】** ・性行　・性器への接触　・性的行為を強要する　・裸にする　・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する　・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 **【具体的な例】** ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる　・怒鳴る　・ののしる　・悪口を言う　・仲間に入れない ・子ども扱いする　・人格をおとしめるような扱いをする　・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 **【具体的な例】** ・食事や水分を十分に与えない　・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している　・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける　・排泄の介助をしない　・髪や爪が伸び放題　・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる　・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない　・必要な福祉サービスを受けさせない　・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 **【具体的な例】** ・年金や賃金を渡さない　・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない　・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
①　身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
②　性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強姦罪、第178条準強制わいせつ、準強姦罪
③　心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④　放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤　経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

公　表　資　料

平成３０年度の障がい者虐待の状況について

山形県　健康福祉部　障がい福祉課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第 20 条の規定により、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

（調査対象期間）
平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの１年間

１　障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者支援施設、就労継続支援Ｂ型事業所及び療養介護事業所において、計３件確認されました。

（１）虐待と認定した件数及び人数

区分	24 年度※	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数	０件	１件	５件	２件	１件	１件	３件
人数	０人	８人	13 人	２人	１人	１人	４人

※　平成 24 年度については、障害者虐待防止法施行後の平成 24 年 10 月１日から平成 25 年３月 31 日までの半年間

（２）虐待の概要（３件）

区分		1	2
施設等の種別		障害者支援施設	就労継続支援Ｂ型事業所
虐待の種別		心理的虐待	性的虐待
被虐待者	性別	男性	女性
	障がい種別	身体障がい及び知的障がい	知的障がい
	年齢別	35～39 歳	20～24 歳
虐待者	人数	２人	１人
	性別・年齢別・職種等	男性（50 歳代・生活支援員）	男性（60 歳代・運転業務）
市町村・県が行った対応		施設に対する指導及び改善状況確認。	施設に対する指導及び改善状況確認。

区分		3	
施設等の種別		療養介護事業所（病院）	
虐待の種別		身体的虐待、心理的虐待及び放棄・放置	身体的虐待及び心理的虐待
被虐待者	性別	男性	男性
	障がい種別	身体障がい及び知的障がい	身体障がい
	年齢別	60～64 歳	20～24 歳
虐待者	人数	６人	５人
	性別・年齢別・職種等	男性（40，50，60 歳代（各１人）・看護職員） 女性（40 歳代（１人）、50 歳代（２人）・看護職員）	男性（50，60 歳代（各１人）・看護職員） 女性（40 歳代（１人）、50 歳代（２人）・看護職員）
市町村・県が行った対応		施設に対する指導及び改善状況確認。	

２　養護者による障がい者虐待

（１）虐待と認定した件数及び人数

区分	24 年度※	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件数	11 件	12 件	14 件	11 件	８件	９件	13 件
人数	13 人	12 人	14 人	11 人	８人	９人	13 人

※　平成 24 年度については、障害者虐待防止法施行後の平成 24 年 10 月１日から平成 25 年３月 31 日までの半年間

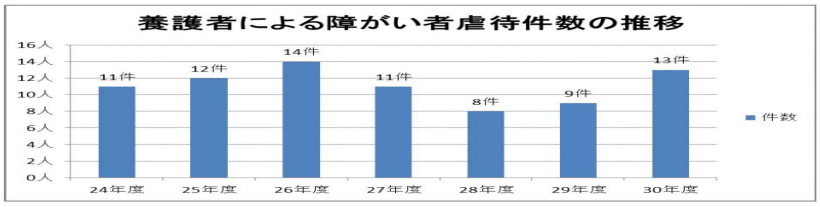

（２）被虐待者について

①男女別

30 年度は「女性」が多くなっています。

区分	男性	女性	計
28 年度	5 人	3 人	8 人
29 年度	3 人	6 人	9 人
30 年度	6 人	7 人	13 人

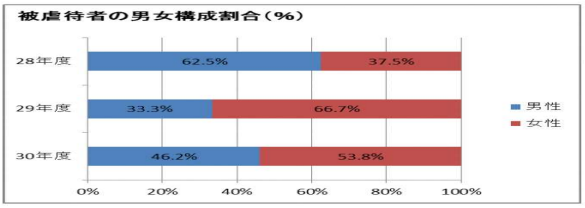

②年齢別

「20～29 歳」が 5 人と最も多く、次いで「40～49 歳」及び「50～59 歳」が 3 人となっています。

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～	計
28 年度	1 人	1 人	1 人	1 人	3 人	0 人	1 人	8 人
29 年度	0 人	1 人	1 人	6 人	1 人	0 人	0 人	9 人
30 年度	0 人	5 人	0 人	3 人	3 人	2 人	0 人	13 人

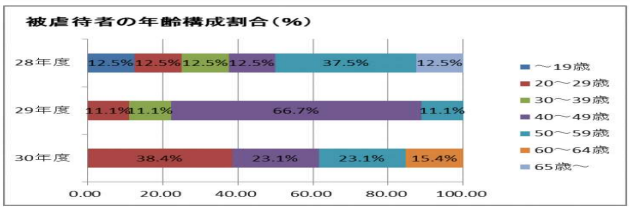

③障がい種別

「知的障がい」が 11 人と最も多く、次いで「身体障がい」が 3 人となっています。

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	実人数
28 年度	3 人	4 人	1 人	0 人	0 人	8 人
29 年度	2 人	3 人	4 人	0 人	0 人	9 人
30 年度	3 人	11 人	2 人	0 人	0 人	13 人

※　障がいが重複する場合は、それぞれに計上

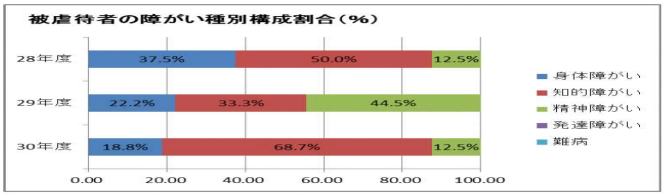

④虐待者との同居状況

9 割以上が「同居」しています。

区分	同居	別居	その他	計
28 年度	7 件	1 件	0 件	8 件
29 年度	9 件	0 件	0 件	9 件
30 年度	12 件	1 件	0 件	13 件

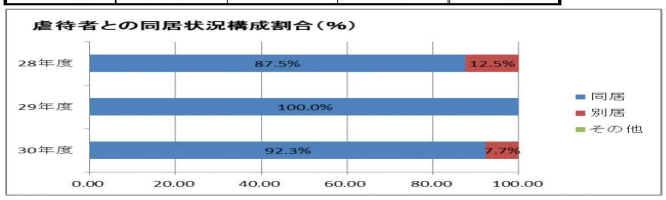

（３） 相談・通報者について （虐待認定に至らなかった相談・通報を含む）

「障害者施設従事者等」が 15 件と最も多く、次いで「警察」が９件となっています。

区分	被虐待者本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	障害者施設従事者等
28 年度	３件	２件	２件	１件	０件	０件	８件
29 年度	４件	３件	１件	０件	０件	０件	10 件
30 年度	５件	３件	０件	０件	１件	０件	15 件

区分	警察	市町村職員	介護保険法居宅サービス事業者等従事者	その他	実件数
28 年度	３件	３件	２件	２件	25 件
29 年度	３件	１件	０件	２件	22 件
30 年度	９件	１件	０件	２件	33 件

※　一事案について複数相談・通報がある場合は、それぞれに計上

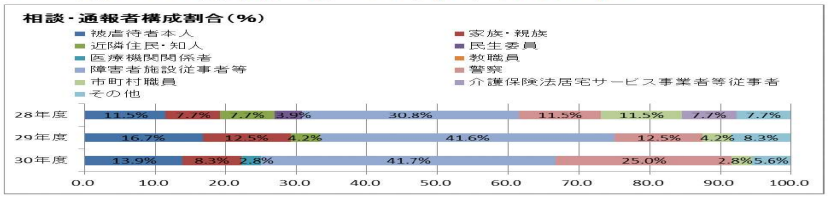

（４） 虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

「母」が４人と最も多く、次いで「父」及び「兄弟」が３人となっています。

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）
28 年度	０人	１人	１人	１人	１人	０人	０人	０人
29 年度	１人	２人	０人	０人	０人	０人	０人	０人
30 年度	３人	４人	１人	０人	１人	０人	０人	０人

区分	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	計
28 年度	２人	０人	０人	０人	２人	８人
29 年度	３人	０人	０人	０人	３人	９人
30 年度	３人	１人	０人	０人	１人	14 人

※　一事案に複数いる場合は、それぞれに計上

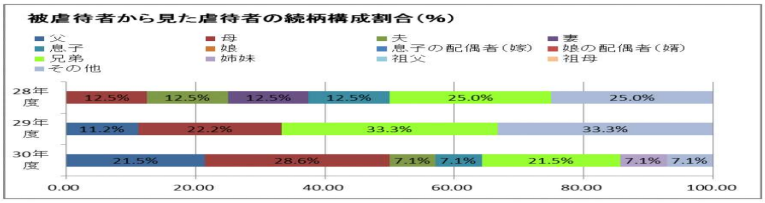

②年齢別

「40～49 歳」が５人と最も多くなっています。

区分	～17 歳	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	計
28 年度	０人	１人	１人	２人	２人	２人	０人	０人	８人
29 年度	０人	１人	０人	１人	１人	１人	３人	２人	９人
30 年度	０人	２人	１人	５人	０人	２人	２人	２人	14 人

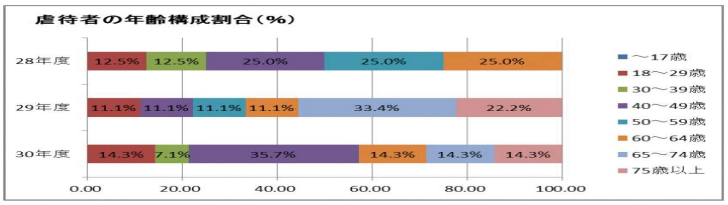

（５） 虐待の種別

「身体的虐待」が 10 件と最も多く、次いで「心理的虐待」及び「経済的虐待」が３件となっています。

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	実件数
28 年度	７件	０件	４件	１件	０件	８件
29 年度	６件	０件	４件	２件	１件	９件
30 年度	10 件	１件	３件	１件	３件	13 件

※　一事案について複数の区分の虐待がある場合は、それぞれに計上

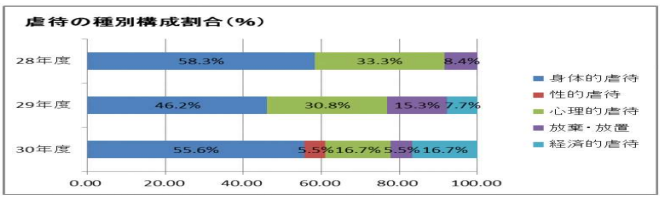

（６） **虐待への対応**

８人に対して「虐待者からの分離」、６人に対して「養護者に対する指導・助言、見守り等」を行っています。

区分	虐待者からの分離					小計	養護者に対する指導・助言、見守り等	その他	実人数
	障害福祉サービス利用	身福法・知福法による措置	一時保護（左欄除く）	医療機関への一時入院	その他				
28 年度	３人	２人	０人	０人	２人	７人	１人	０人	８人
29 年度	３人	０人	０人	０人	１人	４人	６人	０人	９人
30 年度	７人	０人	０人	１人	０人	８人	６人	０人	13 人

※　一事案について複数の区分の対応を行った場合は、それぞれに計上

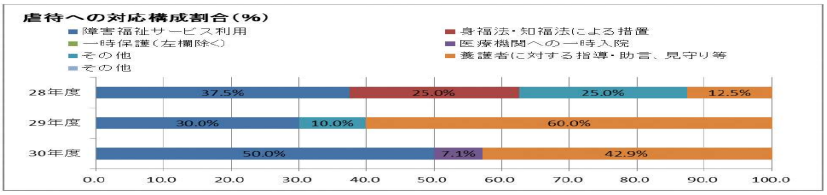

３　障がい者虐待の防止に向けた県の取組み

（１） **相談窓口の設置及び虐待の通報義務等の周知**

山形県障がい者権利擁護センターの設置により相談体制を確保するとともに、パンフレットの作成・配布等により虐待防止の相談窓口、通報義務等の周知を図っています。

（２） **連携協力体制の整備**

市町村障がい者虐待防止対策連絡会議及び高齢者・障がい者虐待防止会議の開催により、関係機関・団体等との連携協力体制を推進しています。

（３） **障がい者福祉施設従事者等の資質向上**

障がい者福祉施設従事者等及び市町村担当職員を対象とした虐待防止の研修、障がい者福祉施設従事者等を対象とした強度行動障がい支援者養成研修の実施により、福祉施設従事者等の資質向上を図っています。

（４） **実地での指導**

障害福祉サービス事業者等に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目の一つとして指導を実施しています。

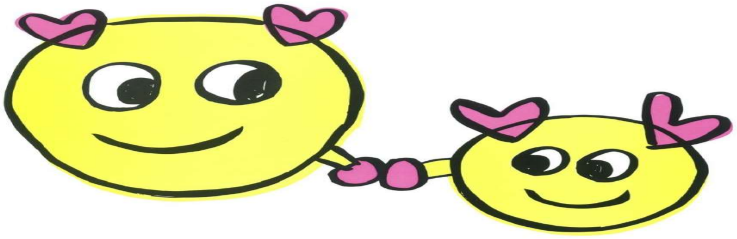

心のバリアフリーを推進しています。

３　日常生活自立支援事業と成年後見制度について

日常生活自立支援事業

平成３０年度予算案：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金３８５億円の内数

＜目的＞

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

＜実施主体＞

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託できる。（平成29年3月現在の基幹的社協等は1，245ヵ所）
（補助率）1／2

＜事業の対象者＞

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。（平成29年3月末実利用者数は51，836人）

実利用者数（人）	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	23,493 45.3%	11,910 23.0%	13,730 26.5%	2,703 5.2%	51,836 100.0%

＜援助内容＞

① 福祉サービスの利用援助
② 苦情解決制度の利用援助
③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

法定後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方型の財産等の権利を擁護する制度

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断力が欠けているのが通常の状態の方	判断力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申し立ての範囲内での改定裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	制度に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「所定の法律行為」（注1）	
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど（注5）	医師、税理士の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注１）本人以外の者の申立てにより、保(ほ)佐人(さにん)に代理権(だいりけん)を与える審判(しんぱん)をする場合、本人の同意が必要になります。補助(ほじょ)開始(かいし)の審判(しんぱん)や補助人(ほじょにん)に同意権(どういけん)・代理権(だいりけん)を与える審判(しんぱん)をする場合も同じです。
（注２）民法13条1項では、借金、訴訟(そしょう)行為(こうい)、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
（注３）家庭(かてい)裁判所(さいばんしょ)の審判(しんぱん)により、民法13条1項の所定(しょてい)の行為以外についても、同意権(どういけん)・取消権(とりけしけん)の範囲とすることができます。
（注４）日用品の購入(こうにゅう)など日常生活に関する行為は除(のぞ)かれます。
（注５）公職(こうしょく)選挙法(せんきょほう)の改正により、選挙権(せんきょけん)の制限はなくなりました。

４ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」について

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

Ⅰ 趣 旨

○ 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
○ 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

Ⅱ 総 論

1. 意思決定支援の定義
意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素
（1）本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

（2）意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面
例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。
日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面
自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。
体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

（3）人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則
（1）本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

（2）職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

（3）本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断
本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。
（1）メリット・デメリットの検討
複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

（2）相反する選択肢の両立
二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。（例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。）

（3）自由の制限の最小化
住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討
事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係
意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

Ⅲ 各 論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

（1）意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

（2）意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

（3）意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意志決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

（4）モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要だと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面　・サービスの選択　・居住の場の選択　等

↓

本人が自分で決定できるよう支援

↓ 自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント
相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

○ 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
○ アセスメント　・本人の意思確認　・日常生活の様子の観察　・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討　等

↓

意思決定支援会議の開催
サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

↓

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

（参考資料1）
令和元年度　市町村　都道府県
地域生活支援事業一覧

令和元年度　市町村　地域生活支援事業

事業名			事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発
	自発的活動支援事業		障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
	相談支援事業	障害者相談支援事業≪交付税≫	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助
	成年後見制度法人後見支援事業		市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施
	意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など
	日常生活用具給付等事業		障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与
	手話奉仕員養成研修事業		手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成
	移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援
	地域活動支援センター基礎的事業《交付税》		障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与
	地域活動支援センター機能強化事業		地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能強化（職員加配等）

任意事業	日常生活支援		
		福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
		訪問入浴サービス	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等
		日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保
		地域移行のための安心生活支援	24時間の連絡体制の整備など、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援
		巡回支援専門員整備	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設等における巡回支援
		相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等における退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。
	社会参加支援		
		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
		芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
		奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する
		★家庭・教育・福祉連携推進事業	市町村内における家庭・教育・福祉の連携推進、地域支援対応力向上のための協議の場の設置や福祉機関と教育機関等との連携を担うコーディネーターを配置
		自動車運転免許取得・改造助成≪交付税≫	運転免許の取得、自動車の改造に要する費用を助成
	就業・就労支援		
		盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
		更生訓練費給付≪交付税≫	更生訓練費を支給することで社会復帰を促進
		知的障害者職親委託	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を実施
障害支援区分認定等事務≪交付税≫			障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営に要する経費
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実

注）★・・・令和元年度追加事業

令和元年度　都道府県　地域生活支援事業

事業名			事業内容
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に実施（指定都市も実施可）
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害（その関連障害も含む）者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等
		障害児等療育支援事業≪交付税≫	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活支援（指定都市・中核市も実施可）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修（指定都市・中核市も実施可）
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者・要約筆記者の派遣（指定都市・中核市も実施可）
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣（指定都市・中核市も実施可）
		★失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者の派遣（指定都市・中核市も実施可）
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備
		精神障害者地域生活支援広域調整等事業	①精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、②アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援（指定都市、保健所設置市及び特別区も実施可）
		発達障害者支援地域協議会による整備事業	関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議し、地域生活支援の向上を図る（指定都市も実施可）

注）★・・・令和元年度追加事業

事業名			事業内容
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員、市町村審査会、主治医研修
		相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の養成研修
		サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修
		居宅介護従業者等養成研修事業	ホームヘルパーの養成研修
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	音声機能障害者発声訓練指導者養成の研修
		精神障害関係従事者養成研修事業	①精神科訪問看護従事者に対する研修、②アウトリーチ関係者に対する研修、③かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修 ※③は指定都市も可能
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業	障害・介護分野ともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成できるよう、平成27年度に開発されたモデル研修プログラム及びテキストを活用した研修を実施するための経費を補助（指定都市も実施可）
	日常生活支援		
		福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与
		オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練	ストマ用装具等に関する講習
		音声機能障害者発声訓練	喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者に対し、発声訓練
		児童発達支援センター等の機能強化等	多障害や早期専門的な対応など地域における障害児支援等の拠点としての機能強化等（指定都市・中核市も実施可）
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進	罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等
		医療型短期入所事業所開設支援	医療型短期入所事業所の開拓や新規開設事業所の職員に対する実地研修等（指定都市、中核市も実施可）
		障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業	障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うために、都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、地域生活を支援するための体制強化に必要な事務費等を補助

任意事業	社会参加支援		
		手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
		字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障害者等への貸出
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等を提供
		点字による即時情報ネットワーク	日本盲人会連合が提供する情報を地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供
		都道府県障害者社会参加推進センター運営	諸種の社会参加促進施策を実施、社会参加推進協議会の設置、障害者110番、相談窓口の設置等
		奉仕員養成研修	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成
		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を開催
		芸術文化活動振興	障害者の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会の提供等
		サービス提供者情報提供等	障害者が都道府県間を移動する際、目的地において適切なサービスが受けられるよう情報提供
		★障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業	障害者自立支援機器普及のため、都道府県と民間企業とが連携を図り、機器の体験機会の提供やニーズの把握や対策の検討等を実施
		企業CSR連携促進	関係者により構成されるプラットフォームに専任のコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所等のニーズと企業におけるCSR活動とのマッチング、関係情報の共有・発信等を実施
	就業・就労支援		
		盲人ホームの運営	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与
		重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労を促進
		一般就労移行等促進	就労している障害者等に対して、勤務終了後に自主交流会の開催など、就労定着に資する支援の実施等
		障害者就業・生活支援センター体制強化等	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
	重度障害者に係る市町村特別支援		訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実

注）★・・・令和元年度追加事業
※障害者ITサポートセンターの運営、パソコンボランティア養成・派遣、視覚障害者用地域情報提供は統合の上、地域生活支援促進事業に移行
※地域における障害者自立支援機器の普及啓発は廃止し、事業内容を見直しの上、障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業を新設

令和元年度　地域生活支援促進事業

	事業名	事業内容	実施主体
	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取り組みを行い、自治体の取り組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	都道府県 市区町村
	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県、政令市で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。	都道府県 指定都市
	発達障害者支援体制整備事業	都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等	都道府県 指定都市
	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助	都道府県 市区町村
	障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施	都道府県
	工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施 また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施	都道府県
	就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施	都道府県
	障害者芸術・文化祭開催事業	文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助（各都道府県の持ち回りで開催）	都道府県
	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭に対する支援	都道府県
★	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施	都道府県 指定都市
	強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障害を有する者等に対する支援を行う者への研修	都道府県
	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援	都道府県
	成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発	都道府県 市区町村
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援	都道府県 市区町村※ ※保健所を設置しているものに限る
	薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援	
	ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援	

注）◎・・・地域生活支援事業からの移行、★・・・新規事業

	事業名	事業内容	実施主体
	「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施	都道府県
	身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援	都道府県
	発達障害児者及び家族等支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充	都道府県 市区町村
★	発達障害診断待機解消事業	発達障害の診断待機解消のための発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークの構築、医療機関や外部機関（発達障害者支援センター等）でのアセスメント等対応職員の配置	都道府県
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。	都道府県 市区町村※ ※保健所を設置しているものに限る
★	地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業	より効果的かつ計画的な地域生活支援事業の実施のための地域の関係機関により構築されるプラットフォームを構築、管内のニーズや事業実態状況の把握	都道府県 市区町村
◎	障害者ICTサポート総合推進事業	障害のある方に対するICT機器の利用等にかかる相談を行う事業、パソコンボランティアを派遣する事業、地域の情報を音声や点字などに加工しサピエにアップする事業を総合的に実施する拠点を整備	都道府県
★	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、手話通訳士確保のための研修等	都道府県 指定都市 中核市
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。	市区町村
	特別促進事業	上記以外の事業であって、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する重要な事業について支援（厚生労働省に協議のうえ実施）	都道府県 市区町村

注）◎・・・地域生活支援事業からの移行、★・・・新規事業

（参考資料2）
地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

平成29年7月7日

趣旨

○　地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

1　目的

○　拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持つ。

（1）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒　地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
（2）体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒　障害者等の地域での生活を支援する。

2　必要な機能等

○　拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。（例：「多機能拠点整備型」＋「面的整備型」）

（1）必要な機能
⇒　**①相談　②緊急時の受け入れ・対応　③体験の機会・場　④専門的人材の確保・養成　⑤地域の体制づくり**

※　原則、5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

2　必要な機能等

（1）必要な機能（具体的な内容）

① 相談

○　基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

○　短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

○　地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

○　医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

○　基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※　医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※　5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」　等）

（2）運営上の留意点

①　拠点等において支援を担う者（支援者）の協力体制の確保・連携
　支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

2　必要な機能等

（2）運営上の留意点

②　拠点等における課題等の活用について
　拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要である。

③　拠点等に必要な機能の実施状況の把握
　市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。
　具体的には、例えば以下の（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握する。（以下に掲げる内容は例示である。）

（運営全般に関するもの）
（ア）　拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか
・　拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
（イ）　地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
・　重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
（ウ）　障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
・　障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
（エ）　個人情報の保護
・　支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか
（オ）　利用者満足の向上
・　相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
（カ）　公正、公平性・中立性の確保
・　公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
（個別機能に関するもの）
（キ）　相談
・　障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
（ク）　緊急時の受け入れ・対応
・　「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応（定義外の対応を含む。）について、具体的な方法を定めているか
（ケ）　体験の機会・場
・　空き家・公民館等を最大限活用しているか
（コ）　専門的人材の確保・養成
・　障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
（サ）　地域の体制づくり
・　地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

2　必要な機能等

（2）運営上の留意点

④　各制度との連携

拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要であるため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要がある。

（3）拠点等の整備に係る区域（担当区域）の設定

拠点等の整備に係る区域（担当区域）については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。

3　市町村・都道府県の責務と役割

（1）整備に向けた取組

- 拠点等は、「基本的な指針」において、平成29年度末までに市町村等に少なくとも一つ整備することとしているが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況である。
- このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げるが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村における必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断されたい。
- その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要である。例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられる。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要がある。
- また、「面的整備型」を行うに当たって、短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。
- さらに、地域生活支援事業等の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用いただきたい。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

3　市町村・都道府県の責務と役割

（2）必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備に向けての留意点

市町村は、拠点等の整備の目的を達成するため、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めるものとする。

具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」（平成28年８月26日事務連絡）において示している点に留意し行うこと。

（3）拠点等の必要な機能の充実・強化

市町村は拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努めるものとするが、具体的には以下の内容に留意すること。

①　拠点等における役割分担と連携の強化

市町村等においては、地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。

②　効果的な拠点等の運営の継続

（ア）市町村の定期的な評価

- 地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要である。

→　具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ 、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【概要】

3　市町村・都道府県の責務と役割

（3）拠点等の必要な機能の充実・強化

② 効果的な拠点等の運営の継続

（イ）拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

- 拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとする。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫いただきたい。

→ 具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項（拠点等の特色等）の公表を行うこととするが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できる。

（4）都道府県の役割

- 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要がある。必要な支援については、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられる。
- なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、地域生活支援事業等において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しているが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用されたい。

（参考資料3）
山形県内の障がい者の現状等について

山形県の障がい者の現状

県人口　　約110.2万人　（平成29年10月）
（うち65歳以上）　約　35.4万人　（　　〃　　）　32.2%

老年人口割合　32．2%（全国第6位）（平成29年10月）

身体障害者手帳等の所持者数
（上段：H29年度末、下段：H19年度末）

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
52,936人 （53,667人）	8,638人 （6,710人）	6,083人 （3,854人）

○身体障害者手帳・療育手帳所持者の高齢化率

	身体障害者手帳所持者		高齢化率
		うち65歳以上	
山形県	53，642人	41，070人	76．6%
全　国	4，287千人	3，113千人	72．6%

	療育手帳所持者		高齢化率
		うち65歳以上	
山形県	8，436人	1，136人	13．5%
全　国	962千人	149千人	15．5%

資料：厚生労働省「平成28年度生活のしづらさなどに関する調査」
障がい福祉課調べ

○障害者支援施設の利用者の高齢化

	山形県	全国
利用者総数	1,798人	142,331人
うち65歳以上	466人（25.9%）	29,345（20.6%）

資料：県障がい福祉課、厚生労働省「平成29年社会福祉施設等調査」

平成29年10月現在（　）内は構成比

○県内の障害者支援施設及びグループホーム利用者数

	平成25年度	平成30年度
障害者支援施設	1,657人	1,552人 （128,756人）
グループホーム ※ケアホーム含む	992人	1,334人 （121,061人）

資料：県障がい福祉課、 厚生労働省 （　）内は全国値（H31.1現在）

ご清聴ありがとうございました。

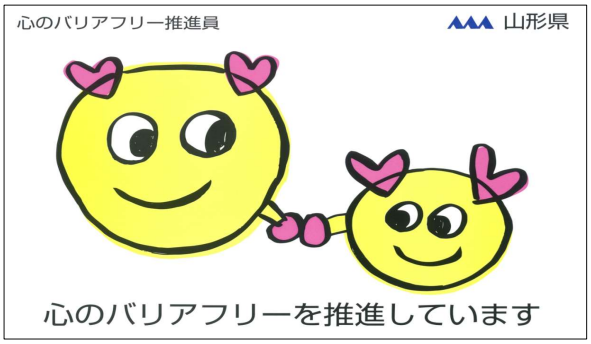

出典：令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料
（P27,71,73,83,89～96,120～124除く）